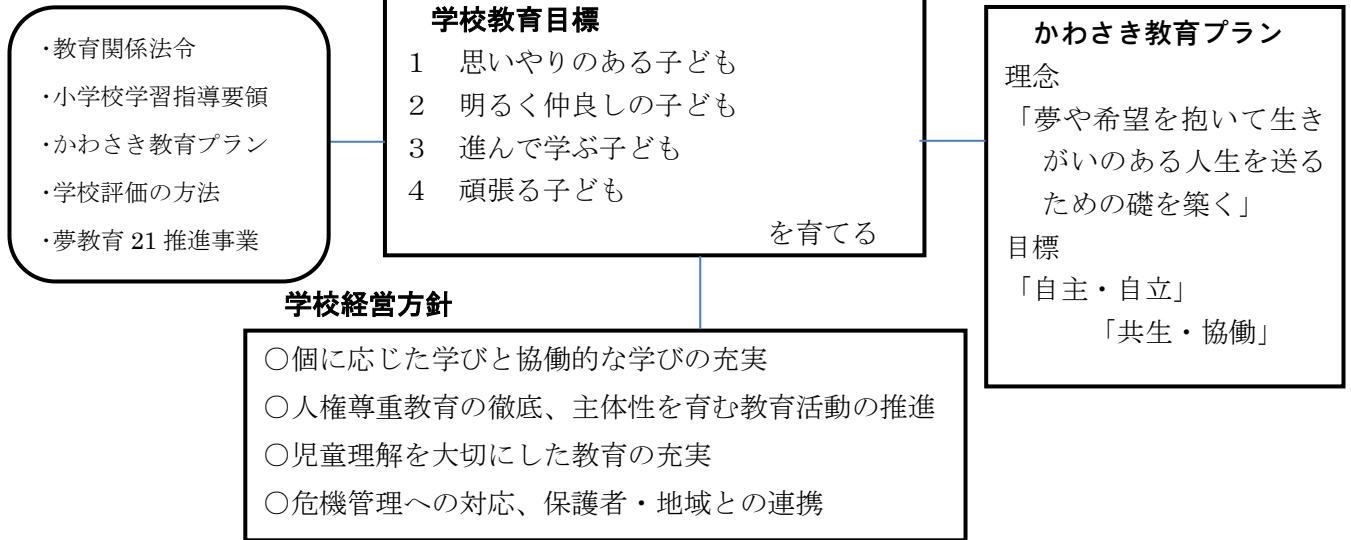


# 令和6年度 川崎市立犬蔵小学校 学校経営計画



<b>① 学びを表現できる 楽しい(わかる)授業</b>	<b>② 主体性を育む 特色ある学校づくり</b>	<b>③ 個を大切にした 児童支援・特別支援</b>	<b>④ 安心安全に過ごせる学 校危機管理・情報発信</b>
----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------------------

中期学校経営目標			
○指導方法や指導体制の工夫、授業改善	○子どもの権利条例の趣旨の尊重 ○子どもの豊かな人間性の育成を図る	○支援教育 Co を中心とした児童理解と課題解決 ○サポート級を中心とした特別支援教育の充実	○学校危機管理への対応 ○開かれた学校に向けた情報発信

短期学校経営目標(今年度の重点目標)			
○問題解決的な学習過程を取り入れた学習による、思考力、判断力、表現力の育成 ○共同研究の推進	○児童の主体的活動の充実 ○計画・実行・評価・改善のサイクルを大切にした教育活動の充実 ○人権尊重教育の推進	○教育相談の充実 ○個々の自立をめざす特別支援教育の充実	○保護者・地域、幼小・中学校との連携 ○不審者・学校事故への迅速な対応 ○自然災害に対する教育と備蓄の推進

重点に係る具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究テーマ「みんなが学び合う良さを感じられる算数」を軸にして、児童同士の対話を大切にする授業、学級運営を展開していく。</li> <li>●様々な視点で児童の実態を把握し、効果的な指導の方法を常に検討、実施する。</li> <li>●学年内での交換授業等を取り入れた、きめ細かい指導に取り組む。</li> <li>●児童が適切な場面で情報を収集・共有・表現できるように、授業においてGIGA 端末を活用する場面が増えていくように支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「キャリア在り方生き方教育」の視点を取り入れた児童の主体的活動を推進し、児童同士の「かかわる力」を育てる。</li> <li>●委員会活動やクラブ活動、なかよしタイムなど、高学年を中心とした異学年交流の場を活性化させる。</li> <li>●「かわさき共生共育プログラム」の実践をはじめ、すべての教育活動を通して人権尊重教育を進め、自他共に大切にする人権感覚を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・保護者からの相談に適切に対応し、可能な支援を探る。</li> <li>●保護者と連携して児童理解に努め、問題行動の早期発見・いじめや不登校の防止を図る。</li> <li>●外部機関と連携し、チームで支援教育を充実させる。</li> <li>●学習面、行動面、情緒面で教育的支援の必要な児童に対し、より適切な支援ができるよう研究・研鑽に努める。</li> <li>●個に適した学習環境・支援方法を考えた特別支援教育を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行教室や登下校指導など、保護者や地域等とも連携しながら児童の安全確保に努める。</li> <li>●予告なしの避難訓練や教職員の動きも取り入れた不審者対応訓練など、より現実的な避難訓練を実施する。</li> <li>●日々の中で、危険な場所など気づいたことを共有し、環境を整備するとともに危機管理を高めていく。</li> <li>●学校 HP を充実させ、教育活動の内容など、学校からの情報発信に努める。</li> </ul>

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切

な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、支援教育コーディネーター、総括教諭、養護教諭、学年主任、  
道徳主任、巡回スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（支援教育コーディネーター・児童支援主任・児童支援部）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（支援教育コーディネーター・教務主任・児童支援部）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）  
1年・・・・・・・・・・・・（学年主任）      2年・・・・・・・・・・・・（学年主任）  
3年・・・・・・・・・・・・（学年主任）      4年・・・・・・・・・・・・（学年主任）  
5年・・・・・・・・・・・・（学年主任）      6年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度からの児童指導上の引継ぎ事項の確認</li> <li>・本年度の「いじめ防止基本方針」の確定 (基本方針・重点目標・構成員・役割分担・年間指導計画等の確認)</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・効果測定計画</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・携帯・スマートフォン等サイバー犯罪防止教室実施(3～6年)</li> <li>・教育相談週間(個人面談)の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・第1回学校生活アンケートの実施・集約・対応検討</li> <li>・第1回効果測定</li> <li>・【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (あいさつ運動・いじめ防止標語の募集・道徳科のいじめ防止教材による学習)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケートを受けての対応について</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・児童の人間関係づくりに関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間(個人面談)の実施</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・SOS出し方受け止め方教育研修</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬リンピック(運動会)に向けた児童会の取組</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・『こどもの権利週間』授業参観</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・教育相談週間(個人面談)の実施</li> <li>・第2回学校生活アンケートの実施・集約・対応検討</li> <li>・第2回効果測定</li> <li>・冬季休業中の対応確認</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の指導・方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【学校体制振り返り月間】の取組</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 教職員の取組

[児童理解に根差した共感的なかかわり]

- ・どの子にとっても居心地の良い学級となるように、学級のルールを確立するとともに、よりよい人間関係が育まれるように配慮する。
- ・子ども、保護者からの相談の申し出に対しては誠実に対応する。

[チームによる支援]

- ・日常から児童や事案についての情報共有を徹底する。
- ・いじめにまつわる事案が発生した時は直ちにいじめ防止対策会議を開き、早急に対応策を講じる。

[開かれた教育相談]

- ・支援教育コーディネーターを核として、気軽に相談できる体制をつくる。
- ・毎日が教育相談日という体制と同時に、行事予定への教育相談日（月1回）の設定と周知。
- ・支援教育コーディネーターの周知

### 児童の自主的な取組

[交流活動の活性化]

- ・異学年間のふれあい（各種当番活動の手伝い、日常的な遊び相手）
- ・「ふれあい集会」「なかよし集会」の実施
- ・異校種間連携（なかよし交流会）
- ・自治体、子ども会など地域行事での交流活動
- ・シニアクラブの方々との交流（昔遊び・各行事への招待）
- ・「学校教育活動推進会議」「学校説明会・報告会」での児童会活動の取組発表

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施

### 保護者の取組（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・登下校時における見守り活動

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動

\*上記の活動については、状況に応じて変更や中止にある場合もあります。